

よくある質問について

【共通】

納税証明書

	<p>対象年:令和6・7年(二年分) ※決算の都合で令和5・6年分でも可 ※納税証明に代えて「未納(滞納)のない証明」でも可 ※課税されている国税、都道府県税、市町村税すべての証明書を添付</p> <p>〔町内業者〕</p> <p>【法人】 法人住民税(県と町)、法人事業税(県)、固定資産税(町)、 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」(国※1)</p> <p>【個人事業者】 住民税(町)、固定資産税(町)、軽自動車税(町)、 国民健康保険税(全国土木建築国民健康保険料)(町)、 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」(国※2)</p> <p>〔町外業者〕</p> <p>【法人】 法人住民税(都道府県と市町村)、法人事業税(都道府県)、 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」(国※1)</p> <p>【個人事業者】 住民税(市町村)、所得税(国)、 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」(国※2)</p> <p>※1「国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3」(法人) ※2「国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2」(個人事業者) ※1、※2とも免税者であるか否かにかかわらず提出して下さい。</p>
納税証明の提出資料について	
未納(滞納)のない証明書について	納税証明に代えて「未納(滞納)のない証明」でも可 年度表示がないため、1枚添付でよい (表示例:令和〇年〇月〇日現在において未納ありません。)
本社(店)と支店等(委任先)の両方の証明が必要か	支店等に権限(入札・契約行為)委任する場合、 本社(店)と委任先の両方の納税証明書が必要 (権限委任しない場合は、本社(店)のみ)
個人事業者で、居宅と事業所の所在が違う場合は、どこの証明書を添付すればよいか	居宅と事業所それぞれで課税されている税の証明書を添付

成年後見人、被保佐人、破産者でない証明書(個人事業者)	
この証明書はどのようなものか	市町村が発行する「身分証明書」

商業登記の現在事項全部証明書	
履歴事項全部証明書でもよいか	問題なし

技術者に関する届出	
技術者多数の場合、複数の証明書を一枚にまとめて写してよいか	記載内容が確認できるようであれば複数をまとめて問題なし

工事、業務、営業実績	
複数年契約の案件は、どのように記載すればよいか	該当年度分を記載

誓約書(様式7)	
署名は代表取締役か権限委任の支店長のどちらか	代表取締役が望ましいが、権限委任先の長の署名でよい

A4フラットファイルについて	
色の指定などはあるか	色の指定はなし 金属製金具を使用したフラットファイルは不可 背表紙に必ず会社名を記載して下さい

返信用封筒	
複数分野で申請する場合、まとめて送付してよいか。また、返信用封筒も1通でよいか	一括送付してよいが、返信用封筒はそれぞれの業種分の用意が必要

希望業種について	
登録された業種は変更できるか	登録した業種の変更はできない ※許可の失効等で受注できない場合は、その登録業種を抹消します。

不備対応について	
不備があった場合○○(担当者、代理申請者、行政書士等)に連絡してほしい。	受付審査票に不備部分を記載し、同封の返信用封筒にて返信いたします。事前に不備対応のできる送付先を記入した返信用封筒を用意して下さい。

【建設工事】	
労働保険料納付済証明書(建設工事)	
証明書は、いつ発行のものか	納付実績のわかる最新のもの ※領収書、振込済通知書など

技術者名簿(建設工事)	
新たに資格取得したため、経営事項審査「20005帳票」に記載されていない技術者があり、資格取得証明等を添付して名簿に反映させてよいか	名簿は任意様式可なので、雇用事実があれば記載可能